

第29回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年11月25日(金) 午前9時～午前9時56分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (14名)
 - 会長 15番
 - 会長代理 1番
 - 委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番
8番 9番 10番 11番 12番 13番
4. 欠席委員 (1名) 14番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (8件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (4件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 5件)
 - 日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 2件)
 - 日程第4 非農地証明願の申請審議について (議案 4件)
 - 日程第5 空き家・空き地に付属する農地の別段の面積及び区域設定に関する規程
第6条第2項に係る別段面積及び区域の指定について (議案 1件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長
 - 局長補佐
 - 管理調整係長
 - 事務補助員

- 議長 それでは只今から、第29回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇委員より所用により出席できない旨の申出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、12番〇〇委員と13番〇〇委員を指名します。
- 議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が8件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 始めに議案書の訂正をさせていただきます。5ページになりますが、総括表の3段目の面積が8,506㎡の段になりますが、終期につきまして令和15年12月31日とありますが、正しくは令和14年12月31日となります。次のページも同様に、整理番号3と7ページの整理番号5から8の終期につきましても正しくは令和14年12月31日となります。あと9ページですが、利用目的が規模拡大とありますが正しくはお茶です。たくさんありまして申し訳ございません。訂正をお願いいたします。
- それでは1ページです①合意解約申出書8件です。番号1。貸人、湧水町田尾原 〇〇。借人、鹿児島市 〇〇。土地の所在、田尾原字供養塚 畑 〇〇㎡ 外2筆 計3筆 4,455㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年10月1日から令和10年9月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年11月30日。番号2。貸人、宮崎県西都市 〇〇。借人、鹿児島市 〇〇。土地の所在、恒次字石作 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年11月1日から令和12年10月31日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月31日。番号3。貸人、湧水町恒次 〇〇。借人、鹿児島市 〇〇。土地の所在、恒次字石作〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年11月1日から令和12年10月31日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月31日。番号4。貸人、湧水町恒次 〇〇。借人、鹿児島市 〇〇。土地の所在、恒次字寺田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和元年10月1日から令和11年9月30日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年

12月31日。番号5。貸人，湧水町米永〇〇。借人，鹿児島市〇〇。土地の所在，米永字山崎〇〇田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成30年8月1日から令和10年7月31日。解約の理由，土地売買のため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和4年11月30日。番号6。貸人，鹿児島市〇〇。借人，湧水町恒次〇〇。土地の所在，恒次字平下〇〇田〇〇㎡。外1筆計2筆856㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年3月25日から令和12年3月31日。解約の理由，自ら自作するため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和4年10月25日。番号7。貸人，鹿児島市〇〇。借人，湧水町恒次〇〇。土地の所在，恒次字上水流〇〇田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和3年12月24日から令和6年12月23日。解約の理由，自ら自作するため。利用権の種類，使用貸借。土地の引渡しの時期，令和4年10月25日。番号8。貸人，鹿児島市〇〇。借人，湧水町田尾原〇〇。土地の所在，田尾原字皆田ヶ山〇〇田〇〇㎡外1筆計2筆1,770㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和2年6月1日から令和7年5月31日。解約の理由，土地売買のため。利用権の種類，使用貸借。土地の引渡しの時期，令和4年10月31日。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 無ければ，以上で合意解約申出書を終わります。次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が4件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が4件です。番号1。権利取得者，えびの市〇〇。権利取得日，令和4年8月22日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，木場十三塚〇〇畑〇〇㎡外1筆計2筆14,992㎡。あっせん等の希望は無です。番号2。権利取得者，鹿児島市〇〇。権利取得日，令和4年5月6日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次蛭牟田〇〇田〇〇㎡外10筆計11筆7,090㎡。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者，鹿児島市〇〇。権利取得日，令和4年9月16日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川添篠原〇〇田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。番号4。権利取得者，霧島市〇〇。権利取得日，令和4年10月17日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次平下〇〇田〇〇㎡。外1筆計2筆2,250㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。
- 議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第302号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号8号まで、事務局の説明を求めます。
- 事務局 4ページです。日程第1 議案第302号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から8号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 10,138 m²、畑 5,380 m²、小計 15,518 m²。次に5ページです。総括表です。これも合計だけ説明いたします。賃貸借分の田 10,138 m²、畑 5,380 m²。合計 15,518 m²です。6ページ以降にそれぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。以上です。
- 議 長 整理番号1号から整理番号8号について、審査します。整理番号1号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号8号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号8号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。次に日程第2、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について に移ります。議案第303号から議案第307号までの5議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 10ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第303号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字柿木水流〇〇 地目は田 農振内 〇〇m²。渡人、湧水町川添 〇〇。受人、湧水町川西 〇〇。経営面積、13,621 m²。外はお目通しください。労力総数3。申請事由、規模拡大。売買価格は全部で30万円です。次に議案第304号。権利、所有権移転。所在、川西字柿木水流〇〇 地目は田 農振内 〇〇m²。外1筆 計2筆 1,126 m²。渡人、湧水町川添 〇〇。受人、湧水町川西 〇〇。外はお目通しください。労力総数3。申請事由、規模拡大。売買価格は全部で20万円です。次に議案第305号につきましては、審議を

予定していましたが、申請人より受人を変更して再申請を行いたいと取り下げ願いの提出があり、昨日 11 月 24 日付で受付いたしました。つきましては審議の必要がなくなりましたので、議案第 305 号は取り下げとなります。それでは次に議案第 306 号です。権利，所有権移転。所在，恒次字上水流〇〇 地目は田 農振内 〇〇㎡。渡人，湧水町恒次 〇〇。受人，鹿児島市 〇〇。経営面積は 2, 218 ㎡。外はお目通しください。労力総数 2。申請事由，隣接農地の一体利用です。売買価格は全部で 30 万円です。次に議案第 307 号。権利，所有権移転。所在，木場字上佐牟田 地目は畑 農振内 〇〇㎡。渡人，鹿児島市 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。経営面積は 14, 459 ㎡。外はお目通しください。労力総数 2。申請事由，従姉からの贈与です。以上です。

議 長 農地法第 3 条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第 302 号について審議します。議案第 302 号は，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 0 番 1 0 番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 302 号整理番号 1 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。申請内容は，売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は，良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては，受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件を満たしていることを確認し，適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 302 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 302 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第 303 号について審議します。議案第 303 号につきましても現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 303 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 4 ページから 6 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はございません。指導事項について

は、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 303 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 303 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 304 号について審議します。議案第 304 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 304 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 ページ、7 ページ、8 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 次に、議案第 305 号につきましては、申請書受理後に、申請者より申請の取り下げの申し出がありましたので、申請の取り下げとして取り扱いといたしますので、お願いいたします。

議 長 何か、ご質問ご意見等ございませんか。

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 305 号につきましては、事務局の説明のとおり申請取り下げとして、取り扱いいたします。

議 長 次に、議案第 306 号について審議します。議案第 306 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 306 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 9 ページから 11 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 306 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 306 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 307 号について審議します。議案第 307 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 307 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 9 ページ、12 ページ、13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 307 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 307 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で農地法第 3 条に規定する所有権移転の許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 308 号から議案第 309 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 12 ページです。日程第 3 地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第 308 号。権利, 所有権移転 所在, 木場字田渡〇〇 畑。農振外 595 m²。一種農地。渡人, 湧水町幸田 〇〇。受人, 湧水町幸田 〇〇。用途, 一般住宅・駐車場。申請事由, 現在借家住まいのため, 祖母から土地をもらい受け自己の住宅を建築する。土地利用図が添付されています。議案第 309 号。権利, 所有権移転。所在, 般若寺字湯ノ元〇〇 田。農振外〇〇m²。二種農地。渡人, 鹿児島市上竜尾町 〇〇。受人, 鹿児島市清水町 〇〇。用途, 太陽光発電施設。申請事由, 土地の有効利用として将来に渡って社会に役立つ再生可能エネルギーの太陽光発電所を設置し

たいため。土地利用図が添付されています。以上です。

議 長 まず、議案第 308 号について審議します。議案第 308 号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番〇〇です。農地法第 5 条に係る議案第 308 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 14 ページから 19 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は宅地、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図、経緯書、理由書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 308 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、第 1 種農地であることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 308 号については、許可相当と認め、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。次に、議案第 309 号について審議します。議案第 309 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番〇〇です。農地法第 5 条に係る議案第 309 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 20 ページから 25 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は原野、東は山林、南は田、西は田です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図、ガイドライン通知書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 309 号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございま
せんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 309 号については、県知事に進達することに
決定しました。以上で、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請
について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 4 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議
案第 310 号から議案第 313 号までの 4 議案を一括上程します。事務局の説
明を求めます。
- 事務局 1 3 ページです。日程第 4 非農地証明願の申請審議について。議案第 310
号。願出人、湧水町北方 ○○。土地の所在、北方字山ノ口○○ 田 ○
○㎡ 外 3 筆 計 4 筆 3,995 ㎡。所有者、本人。非農地とする理由、申
請地は、平成 20 年頃より耕作しなくなり原野化したため、農地への復元が
困難である。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2
条(2)(3)(6)です。次に議案第 311 号。願出人、湧水町木場 ○○。
土地の所在、木場字牧後○○ 畑 ○○㎡。所有者、本人。非農地とする
理由、申請地は、昭和 60 年 3 月頃、農地法の許可を得ないで植林し山林化
したため、農地への復元が困難である。非農地判定基準は湧水町農業委員
会非農地証明交付基準第 2 条(9)です。次に議案第 312 号。願出人、東
京都 ○○。土地の所在、木場字水ノ元○○ 畑 ○○㎡。所有者、本人。
非農地とする理由、申請地は、平成 17 年頃、クヌギを植林したが肥培管理
していないため荒地化し、農地への復元が困難である。非農地判定基準は
湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条(2)(3)(6)です。次に
議案第 313 号。願出人、霧島市 ○○。土地の所在、北方字官ノ岡○○ 畑
○○㎡。所有者、本人。非農地とする理由、申請地は、昭和 62 年頃、農地
法の許可を得ないで植林し山林化したため、農地への復元が困難である。
非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条(9)です。
以上です。
- 議 長 議案第 310 号について審議します。本議案につきましては、現地調査が行
われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 7 番 7 番○○です。非農地証明願いに係る議案第 310 号の現地調査の報告をい
たします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表を
ご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考

資料の26ページから29ページをご参照ください。調査意見は、平成20年頃より耕作放棄により原野化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第310号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案310号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第311号について審議します。議案第311号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

10番 10番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第311号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の26ページ、30ページから32ページをご参照ください。調査意見は、昭和60年3月頃、農地法の許可を得ないで植林し山林化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第311号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案311号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第312号について審議します。議案第312号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

9番 9番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第312号の現地調査の報告をい

たします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の26ページ、33ページから35ページをご参照ください。調査意見は、平成17年頃、クヌギを植林したが肥培管理していないため荒地化し、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 次に、議案第313号について審議します。議案第313号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

5番 5番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第313号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の26ページ、36ページから38ページをご参照ください。調査意見は、昭和62年頃、農地法の許可を得ないで植林したため山林化し、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第312号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案312号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。以上で非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議長 日程第5 空き家・空き地に付属する農地の別段の面積及び区域設定に関する規程第6条第2項に係る別段面積及び区域の指定についてを議題とします。議案第314号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 14ページです。日程第5 空き家・空き地に付属する農地の別段の面積及び区域設定に関する規程第6条第2項に係る別段面積及び区域の指定について。議案第314号。所在、般若寺字瀬戸〇〇 畑1筆、〇〇㎡ 農振外。登録物件からの距離、50m以内。申請人、東京都八王子市泉町 〇〇。

登録物件，般若寺字瀬戸〇〇 宅地 空き家。議案参考資料に航空写真が添付されています。以上です。

議 長 それでは，議案第 314 号を審議します。議案第 314 号については現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

7 番 7 番〇〇です。空き家・空き地に付属する農地の別段の面積及び区域指定に伴う議案第 314 号の現地調査について報告いたします。調査日時，調査委員等については，別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請の内容は，別段面積及び区域の指定 に伴う現況確認です。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 40 ページから 43 ページまでをご参照ください。調査意見は，周囲を田，畑，宅地に囲まれており現況から見ても耕作可能な農地と判断される。また，空き家・空き地に付属する農地の別段面積及び区域設定に関する規程第 7 条に規定されている農地でないことから区域指定相当と判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 314 号については調査委員の報告は区域指定相当ということです。区域指定相当と認め告示・登録を行い町へ登録した旨を通知することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 314 号につきましては，区域指定相当と認め町へ報告することに決定しました。以上で，空き家・空き地に付属する農地の別段の面積及び区域設定に関する規程第 6 条第 2 項に係る別段面積及び区域の指定について を終わります。

議 長 次に，その他農政一般事項についてですが皆様方から何かございませんか。
議 長 他に無ければ，以上で終わります。以上で，本日付議されました議案は，全部終了いたしました。これで，第 29 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 9 時 56 分

12 番

13 番

議 長
